

盛岡市と学校法人日本女子大学との連携・協力に関する包括協定書

文京区と盛岡市との友好都市提携を機会とし、盛岡市（以下「甲」という。）と学校法人日本女子大学（以下「乙」という。）は、包括的な連携及び協力に関する基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携と協力の下、それぞれの資源を相互に活用し、産業の振興など地方創生の実現及び教育・学術研究の推進に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、及び協力するものとする。

- (1) 産業及び文化の振興に関すること。
- (2) 交流人口の拡大に関すること。
- (3) 人材育成及び学術振興に関すること。
- (4) 地域課題の解決に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携・協力の推進）

第3条 甲及び乙は、連絡・調整を行う担当部署をそれぞれ定め、この協定に基づく連携及び協力を円滑かつ効率的に進めるものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく連携により知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの協定の目的以外に利用してはならないものとする。この協定が終了した後においても、同様とする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年8月23日

（甲）

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市

市長

内館 茂

（乙）

東京都文京区目白台2丁目8番1号

学校法人日本女子大学

理事長

今市 涼子